

● 7月2日に松尾孝議員の行った代表質問と答弁の概要を紹介します。

松尾 孝（日本共産党 京都市伏見区） 2003年7月2日

山田知事の一年、実態が伴わない「改革姿勢」 府民が求めているのは「ムダをはぶき、暮らし・福祉優先の府政」

【松尾】日本共産党の松尾孝でございます。議員団を代表して、知事ならびに関係理事者に質問いたします。

質問に先立ち、先のいっせい地方選挙についてふれさせていただきます。

今回の選挙は、小泉内閣の悪政の下、府民の暮らしをどう守るのが問われる選挙でした。わが党は、国いいなりの府民に冷たい府政から、「ムダをなくし、暮らし・福祉第一の府政」への転換を前面に押し出して訴えました。同時に、今の府議会がオール与党体制のもとで議会本来の役割、府政に対するチェック機能を果たせなくなっていること、また、府民の声が届かなくなっている問題点を明らかにし、日本共産党が伸びてこそ、議会が変わり、府民の声が府政に活かされることを訴えました。これらの訴えは、今後の府民のたかひの大きな力になると確信いたします。

府議選の結果は大変厳しいものとなりましたが、いっせい選挙全体では、前・後半戦を通じ、101議席を獲得、非改選・繰り上げ当選とあわせ173議席、京都での地方議員数第一党を引き続き確保することができました。府民の皆さんの大きなご支援に心から感謝を申し上げます。

今後、来るべき総選挙、参議院選挙での勝利、京都市長選挙での必勝をめざし全力をあげる決意であります。

それでは質問に入ります。

知事は昨年4月の選挙で、「荒巻府政の継承」を唱えながら、一方で、「国に物を言う」、「いまに立ち向かう」など改革姿勢を強調されました。その後も「現地現場主義」、あるいは「府民参加」なども打ち出されました。就任後一年たちましたが、この公約はどうなっているのでしょうか。

国の政治は、いま、いよいよ大変です。なかでも医療費の引き上げをはじめとする社会保障の負担増政策、庶民増税は、国民にとって我慢の限界です。知事はこういうときこそ国にしっかり物を言うべきですが、医師会をはじめ多数の府民の医療費負担増の「中止」、「凍結」を求める声を無視されました。介護保険料・利用料の引き上げについても、「当初の予定に沿ったもの」と冷たい態度でした。「いまに立ち向かう」と言われるのなら、なぜ

このような態度をとられるのか。「現地現場主義」にも全く反するものと言わざるを得ません。また、

知事は「パブリックコメント」の制度化、「わいわいミーティング」など府民参加を強調していますが、これが実体を伴わないことも日を追って明らかになってきています。市町村合併は「住民自らの判断で行うもの」と言いながら、丹後6町での上からの押し付け合併推進などはその最たるものであります。

いま、府民がつよく求めていることは「ムダをはぶき、暮らし・福祉優先の府政を」ということであります。知事が文字どおり、260万府民の知事として、国の悪政に抗し、住民福祉の向上をはかられるよう強く求め、以下、府政の当面する課題について具体的にお伺いいたします。

乳幼児医療費は、通院も就学前まで完全無料化に

【松尾】 先ず、急を要する暮らし応援の施策について数点伺います。その一つは、医療問題です。

2月定例会の代表質問や予算委員会総括質疑で、わが議員団は、子どもの医療費無料化について「通院も、入院同様、無条件で就学前まで無料に」と要求しましたが、知事はこれに応えられませんでした。

いっせい地方選挙の中でも、この問題は大きな争点の一つとなりましたが、いま、市町村では、府が9月から実施する内容では不十分として、府の制度に上乘せする取り組みが、あいついでいます。

大山崎町では、4歳まで通院も無料化しました。井手町、宇治田原町、精華町では、9月から通院も就学前まで無料化を決めており、瑞穂町や和知町では、中学卒業までの無料化を決めました。

府の制度と同じ内容で4月から先行実施しました八幡市では、予算上、1ヵ月100人を見込んでいたところ、実際には、4月・11人、5月・2人と、「一部の子どもしか助成の対象とならない」、まさに「絵に書いたモチ」の実態が明らかになっています。

京都の合計特殊出生率は1.17で東京について全国ワースト2、少子化対策がますます重要になっている中で、少なくとも、通院も就学前まで無料にすることは、緊急の課題です。必要な予算は、年間ベースで11億円、府予算の0.13%です。やる気さえあれば、すぐに実現できることです。9月からの実施に間に合うよう、改めて、知事の決断を求めますが、いかがですか。

【知事】 私は就任してすぐに、荒巻知事の設けた乳幼児医療費助成制度の拡充をめざし、アクションプランを立ち上げ、福祉医療制度検討会の議論や府議会、市町村の意見も踏まえ、子育て支援の観点から、乳幼児の健やかな成長と保護者の様々な負担の軽減をはかるため、まず、9月から制度の拡充をすることとした。

次の世代を担う子供たちの育児を、府民みんなで支えるために、世代間の負担のバランスも考慮の上、きびしい財政状況ではあるが、何とか所得制限を設けることなく、全国的にも高い水準になるよう、精一杯の支援を行っていくこととしており、ご理解をいただき

たい。

医療費の自己負担、元の2割に戻すよう国に求めよ

【松尾】 あわせて、医療費の負担増問題について、お伺いいたします。

4月から国民の強い反対をおしきって、本人3割負担が強行されましたが、危惧されていたとおり、その影響はきわめて深刻かつ重大であります。

京都府保険医協会が府内の開業医を対象におこなった調査では、4月分の患者数(件数)が前年同月比で「減った」と答えた医師が51%と半数を超えています。また、患者負担増が原因と思われる「受診・治療の中断」も38%が「あった」と答えています。受診や治療の中断は、高血圧、高脂血症、胃炎・胃潰瘍など慢性疾患が上位を占めています。

日本医師会などが凍結を強く求めたのは、このような受診抑制が必ず起こり、国民の健康悪化を引き起こすとともに、重症化によってかえって医療費を増大させること、そして、保険制度そのものをおびやかすことになりかねないとの懸念からでした。本府議会も2月定例会で凍結を求める意見書を公明党を除く全会派で採択しましたが、いま、各地で、患者負担の軽減を求める署名が始められるなど、「元に戻せ」の声が改めて大きく広がっています。知事としてこれを、強く国に要求すべきと考えますが、いかがですか。

【知事】 我が国の皆保険制度は、国民のすべてが医療を受けられることを基本にしており、少子高齢化が急激に進む中で、今後この制度を国民全体でどのように支えていくかというのが、大きな課題と考えています。京都府としては、従来から、医療保険制度改革により、財政負担の増加が見込まれる中で、府民を守るために全力をあげ、セーフティネットを構築している地方公共団体の立場から、地域や府民の実情を踏まえての医療制度のあり方について、これまでから国に対し提案や要望を行ってきたところであり、今後とも、府民生活や医療保険財政、地方財政に与える影響を十分見極めた上で制度を進めるよう、積極的に国に提案してまいりたいと考えております。

利用が半数の高額医療費制度の「償還払い」 周知徹底をすすめ、窓口での負担の軽減を

【松尾】 昨年10月から、お年寄りに対し「高額医療費制度」が導入されましたが、市町村窓口で払い戻しを申請する「償還払い」制度の問題点も明らかになってきています。

京都府保険医協会が、2月上旬、府内44市町村に実施した調査では、ほぼ半数の人が申請しておらず、13市町では対象者の数さえ把握していませんでした。払い戻しの通知をしていた16市町村では申請率が高く、舞鶴市では、申請書を簡素化するなどして、今年3月までの該当者3000人のうち、2700人以上の人が手続きを終えています。京都府として、実状を調査し、制度の周知徹底を含め、市町村に対する指導・援助を強めるべきではありませんか。高齢者の負担を少しでも軽減するため、北海道夕張市などで実施されている「受領委任払いの方式」や、札幌市、長崎県・香焼町の自動的に償還払いする方式などを検討すべきではありませんか。また、自己負担限度額の高さを問題にする声も出されて

おり、限度額の引き下げ、窓口上限制度の復活を、国に強く要求するべきではありませんか。知事の見解をお聞かせください。

【知事】 低所得者に対する自己負担軽減措置については、低所得者への配慮など、一定の措置がなされたところだが、今後とも、引き続き国に提案・要望をしていきたい。自己負担限度を超える償還払い制度は、改正内容や償還の申請手続きの簡略化を、市町村や医療機関と連携し周知徹底しているところだが、高齢者医療は社会全体で支え合うことが重要であり、高齢者の方にも現役世代と負担を分かち合うために窓口で一定の額を負担していただき、その限度額を越える分について償還を受ける仕組みとなっているので、高齢者の方々にも理解いただきたいと思います。

抜群の経済効果が実証された住宅改修助成制度 府として実施を

【松尾】 次に、住宅改修助成制度についてです。

網野町での昨年度の実績を見ますと、工事費総額は助成額の23倍、1億4400万円で、町内業者の3分の1に仕事がまわりました。町は、緊急支援対策として十分効果があるとコメントしています。

また、京田辺市での、工事金額は2億1300万円、助成総額の20倍です。市のアンケート調査によりますと、制度を知って工事の時期を早めた人が48%、改修予定はなかったがやることにした人が18%、合せて61%、アンケート回収率は80%ですから、約5割の人がこの制度によって改修を決めているのです。金額も恐らく1億円になるでしょう。知事は、この制度の効果を疑問視し、過小に評価してこられました。以上のとおり、仕事おこしに大きな役割が発揮されていることはまちがいありません。また、この機会に別の工事を行った人や家具などを購入した人が40%もあり、波及効果は、いっそう大きいと思われれます。さらに、今後ともこの制度を続けてほしい、また利用したいという人が23%もあり、たいへん歓迎されています。

新年度から実施した加悦町でも、この3ヵ月で申請がすでに40件をこえて、年間予算の半分以上の工事申請が出されるなど、大きな反響を呼んでいます。

このように、実績が明らかな住宅改修助成制度を府が実施すれば、その効果は府内全域に及び、不況にあえぐ建築関係業者への大きな支援となることは間違いありません。是非実施すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】 現下の極めて厳しい雇用情勢の中で、各市町村においては、それぞれの地域における経済情勢や財政状況を踏まえ、様々な雇用不況対策に取り組んでいるところである。

この制度についても、その客観的効果を勘案しながら実施されているものと認識しておりますが、京都府としましては、全力をつくし総合的な雇用不況対策を構想の中で、「府営住宅ストック総合活用事業」などに鋭意取り組んでおり、こうした施策があいまって、府内の中小業者の方々の仕事確保にもつながるよう努めているところであります。

松尾議員は先ほどから、市町村の援助、援助とばかりに、援助の話ばかりされておられますが、だいたい、乳幼児医療費につきましても、まさに、府が基本的な制度を作り、その上に、市町村が独自の制度を積み上げていく、これが自治のあり方であります。

市町村に援助をしろということは、まさに、国に援助を求めることであり、こういう連鎖を断ちきるというのが、今回の「三位一体」改革の大きな役割と私も考えております。

SARS問題

感染症指定医療機関などの整備を進め、府民の健康を守れ 第一線の対応機関＝保健所の統廃合は中止し、機能強化はかれ

【松尾】 3つめに、SARS対策の強化です。

わが議員団は、6月初めに現地調査を行い、関係者から被害の実情や要望をお聞きしましたが、風評被害などの影響は、きわめて大きいものがあり、ホテル・旅館をはじめ、観光関連業者に対する積極的な支援が求められています。緊急融資制度の弾力的運用、既往融資の条件変更などの経営支援とともに、夏休みや秋の行楽シーズンに向けた誘客対策などを強化すべきであります。

医療分野にも大きな問題を残しSARS対策の抜本的強化は緊急の課題となっています。

第1に、日本へのウイルスの侵入、集団感染を水際で防止するために、検疫官の増員をはかり、関空などでの検疫体制のいっそうの強化を強く国に要求すべきです。併せて、必要かつ適切な情報が迅速に提供されるよう、情報の一元化を国に強く要求すべきですが、いかがですか。また、府のSARS対応「マニュアル」を見直し、万全の対応が可能な体制整備をはかっておくことも重要です。見直し作業はどうなっていますか、お答えください。

第2に、府民が安心できる医療体制の抜本的整備です。聞くところによりますと、民間医療機関の不安はかなり大きく、府の協力要請にもかなり慎重とのこと。今回の補正では初期診療協力医療機関への助成は6ヵ所とのことですが、1機関500万円で十分な設備整備ができるのか、また、地域的な適正配置ができるのか、まず伺います。また、初期診療機関11との答弁がありました。もっと増やす必要がある、との指摘もありますが、どうお考えか、お答えください。さらに、第2種指定医療機関ですが、今回、疑いのある患者を受け入れられなかった南丹病院の例も発生しました。一層の支援が必要と考えますが、お答えください。

第3に、府立医大病院についてです。現在、第1種感染症指定医療機関は、全国で10都府県の13医療機関、近畿では滋賀、大阪、兵庫の3府県、5病院です。京都府は大阪の泉佐野病院に受け入れを委託しており、今回も南丹病院から擬似発熱患者を搬送しました。泉佐野病院は2ベッドしかなく、奈良、和歌山両県も委託しています。今回のケースでは幸い2次感染が全く出ませんでしたので事無きを得ましたが、もし、感染が広がる事態が発生すれば、とても対応できません。今回の補正で整備されますが、この際、府立医大病院を第1種指定機関にすべきではないでしょうか。いかがですか、お答えください。

なお、本来、この対策は、国が行うべきですが、現在、国指定の特定機関は、全国で東京、大阪に各一つ、2病院しかありません。京都には、4つの国立病院、京大病院もあります。これらの病院が国の医療機関にふさわしい体制整備をはかるよう、国に要請すべきと考えます。併せてお答えください。

第4に、保健所の問題です。初期診療機関は非公開とのことでありますだけに、窓口

なります保健所を核としたネットワークの構築が不可欠です。今回の事態にさいして、保健所は現地の第一線の対応機関として積極的な役割を發揮しました。ところが、いま、12保健所を7保健所に統合する再編が進められているのであります。これでは保健所の役割が大きく後退する恐れがあります。宮津市長、与謝4町長をはじめ、関係者からも存続を求める強い要望が出されています。再編統合をやめ、いっそうの充実・強化をはかるべきではありませんか。知事の答弁を求めます。

【知事】 まず、水際の対策が重要であることから、国に対し台湾人医師の問題が起こる前から、検疫体制の強化をはかるよう要望してきたところであります。ようやく、この事案が発生した後になって、舞鶴港では客船入港時に関係職員が派遣されることになるなど一定の成果があったところでありますが、なお、不十分であり、引き続き職員の常駐など、徹底した検疫体制が整備されるよう要望してまいりたいと存じます。

また、情報の一元管理は、かえって柔軟な府の行動を妨げる恐れがあると考えており、国、府、県、市、関係機関が、それぞれ役割を果たしながら情報を共有化し、共同・連携して行動ができるような体制、そして、計画を策定するよう要望しているところであります。

「SARS対応行動計画」につきましては、今回の補正予算や、台湾医師立ち寄り事案を受けて、緊急時における体制の整備や啓発活動の強化、さらに、今回予算をお願いしている医療体制の整備等の視点も盛り込むことが必要であり、それを踏まえ近く見直すこととしています。

また、医療体制についてですが、この問題は医療機関の連携が大切であり、初期診療機関についてはできるだけ身近な地域で受診できるよう、地域特性も踏まえ新たに11医療機関の指定を行い、既に指定している第2種感染症指定医療機関とあわせ、初期診療医療機能を有する医療機関を確保し、これらの医療機関の要望や実情を踏まえた、院内感染防止措置が講じられるよう、全国でトップレベルの助成措置を行うなど、京都府といたしましても、できる限りの対策を講じる事としたところであります。

府立医科大学付属病院の第1種感染症指定医療機関への指定についてですが、今回の整備はSARSに関する府内の医療体制の確立という付属病院の役割を踏まえて、院内感染防止に必要な整備を行うものであります。

1種の指定については、建物の構造上や廃棄場所などの根本的な問題もあり、今、できる限りの対策を構じようというものであります。

SARSのような問題はやはり、国による医療体制の整備が必要であると思っております。国の医療機関によるSARS患者受け入れにつきましては、国や府内の国立病院、療養所に対し、その役割を果たしていただくよう要請し、初期診療や入院については、協力いただけることとなったところでありますが、その役割を強化するよう、引き続き要請してまいりたいと考えております。

保健所の再編についてであります。住民に身近な直接サービスは、順次市町村に移譲される中、市町村の保健センターが身近な機能を担い、保健所は広域的な拠点として専門的、技術的な機能を担うという形で市町村との役割分担が進んできており、保健所といたしましても、このような機能の変化に積極的に対応する必要があります。

更に、今回の再編については、何十年も前に比べますと格段に交通網や通信網が発達し

たことにより従来よりも広域的な対応が十分に可能になってきたことや、SARSの事例に置きましても、一保健所ではもはや対処しきれなかった現状を踏まえ、これまで対応力が弱くなりがちであった小規模組織を広域統合することにより、広域的でより手厚い執行体制を確保し、基幹的な地方機関にふさわしい専門性や機動性を高め、保健所の機能充実をはかり、現地で迅速、的確な解決をできる体制を構築してまいりたいと考えております。

あんしん借換融資は、零細事業者を利用しやすいよう改善を明らかにした貸し渋りの実態、府は、「防止条例」を制定せよ

【松尾】 4つには、「中小企業あんしん借換融資」の改善についてです。

この5年間に京都の事業所数は13500、8.7%も減少し、大阪に次ぐ「全国ワースト2」、京都の地域経済の落ち込みのひどさが、如実に示されております。

このような中で、1月から実施された「中小企業あんしん借換融資」は大好評で、6月末の期限延長が強く望まれていました。府は先日、年末までの延長を決定されましたが、私どもも先に申し入れていたところであり、大いに歓迎いたします。

この借換融資をより利用しやすいものとするため、運用改善について伺います。金融機関や信用保証協会が、5000万円以下でも第三者保証を求める、過去の条件変更を理由に返済期間の短縮を求めるなど、制度の趣旨に反した対応が出ています。また、保証決定まで時間がかかりすぎるとの指摘もあります。府として、金融機関や保証協会に、この改善指導をしていただきたいと思います。いかがですか。

運用とあわせ「制度」の改善ですが、料理飲食関係その他、この制度の適用条件である、国の「セーフティネット保証」の指定を受けていないため、同じように困難に直面しているにもかかわらず活用できないところがあります。「不況業種」の指定は、業界の要請に基づき国が行いますが、府として、業界団体を援助し積極的に要請すべきではありませんか。

また、新マル小など1250万円以下の場合には納税要件が付されていますが、本当に困っている小規模事業者が活用できるよう弾力的運用をはかるべきと考えますが、いかがですか、お答え下さい。

あわせて、金融機関による貸し渋り・貸しはがし問題についてもお聞きしておきます。

このほど、京都府中小企業団体中央会は、会員企業を対象に「貸し渋り・貸しはがしアンケート」を行い、その内容を公表しました。

21%の企業が貸し渋りを経験、7%が貸しはがしを受けています。借入残高が1～5億円と高額の場合、貸し渋りは約40%にもなっています。また、これらの企業の多くが、金利アップや追加担保などを要求されています。

この深刻な結果を受け中小企業団体中央会は、主な金融機関を訪問、「府内産業の育成・振興は、地元金融機関に負うところが大きい」と、貸し渋り・貸しはがしの中止を求め、地元中小企業と支えあい、共に歩んでほしいと要望しています。

わが議員団は昨年12月議会で、知事に「貸し渋り・貸しはがし防止条例案」の制定を提案しました。その内容は、「金融機関による金利の引き上げなど、一方的な条件変更の押

しつけや、貸し渋り・貸しはがしの禁止」、「府内金融機関の評価の公開」、そして、「苦情の受付、解決斡旋を行う『審議会』の設置」などであります。これは、中小企業団体中央会が求めておられる内容そのものであります。

残念ながら知事は、私どもの提案に「国の法律で決めること」と冷たい態度を取られました。しかし、今こそ、このような条例制定が強く求められているではありませんか。いかがですか、お答えください。

【知事】本年1月に創設した「あんしん借換融資」は、過去に例を見ない利用をいただき、中小企業の皆さんの経営安定に効果を上げておりますので、京都府といたしましては、国に保証制度の継続を強く要望してきたところですが、引き続き、厳しい環境に置かれている中小企業の方々の資金繰りの改善をはかっていただけるよう、昨日、西田議員に答えたように、年末まで延長して実施することにしたところであります。

本制度の第三者保証人については、保証制度上 5000 万円までは第三者保証を必要としないものとして運用されており、保証協会としても原則として、その趣旨を踏まえた取り扱いがなされているところ。

融資期間については、条件変更をされているかどうかに係わらず、申し込みをされた方の返済計画、経営状況等を個別に審査の上、判断されているものと考えています。

融資実行までの期間については、府内中小企業の厳しい経営状況に配慮し、金融機関と保証協会が協力・連携し、できる限り迅速な対応に努めている。

セーフティネット保証第5号の不況業種は、国において指定基準に基づき指定されるものですが、最近では指定業種にネクタイ製造業が新たに追加されましたように、京都府としては、これまでから国へセーフティネット保証の拡充を求めているところです。

「あんしん借換融資」は国のセーフティネット保証の認定を受け、新マル小を含むすべての保証付き融資が借換の対象になるが、国の保険制度上、無担保無保証人制度では、納税要件が必要とされていることから、京都府では経営改善借換融資を併せて実施し、売り上げ減少企業を対象に借換融資ができるよう配慮しているところであります。

金融機関の中小企業の融資については、これまでから指導監督権限を有する国に金融機関を十分指導するよう重ねて要請してきたところであり、昨年10月には、国は「貸し渋り・貸しはがしホットライン」を設置し、重大な違反があった場合には銀行法にもとづく報告を求める他、必要があれば貸し渋りに重点を絞った検査が実施されることになっている。京都府としても、経営緊急相談窓口を設置するなど、中小企業の実態を踏まえた資金供給が円滑に確保できるよう、金融機関に繰り返し要請を行っているところであります。

京都市内高速道路、関空2期工事、畑川ダムなど ムダな公共事業、大型開発の中止・見直しを

【松尾】 つづいて、当面する府政の重要課題について伺います。まず、ムダな公共事業、大型開発の見直しです。

今、京都市内高速道路油小路線の工事が急ピッチで進められており、林立する柱脚の異様な姿が否応なく目に飛び込んできます。毎日、毎日見ているのですが異様さは薄れない、

この上に上部構が乗ったらどうなるのだろうかと見るたびに思います。そしてなにより「この道路がほんとうに京都に必要だろうか」との思いが募ります。工事中の2路線だけでも府の負担は45億円、未着工3路線の工事費は明らかにされていませんが、国交省は自治体負担をさらに増やす方針であり、莫大な額となることは間違いありません。大量の車を市内に呼び込み、渋滞をかえってひどくし、大気汚染、環境破壊を進める、このような高速道路計画はただちに中止すべきです。京都市と協議を行うべきだと考えますが、お答えください。

関空2期工事も同様です。2本目の滑走路が必要ないことは、今日では万人の認めるどころです。16万回のキャパシティは、十分な余力を残しているのです。国際、国内路線の減便が相次ぎ、中部国際空港に続き神戸空港まで進められている中で、どうしてなにがなんでも2期工事なのか。荒巻前知事はその必要性について「国際空港という以上、滑走路は2本いる」と述べていましたが、知事も同じ考えでしょうか。計画を縮小してもなお、1期工事を上回る大変な事業です。経営見通しも立たず、そのつけは結局、本四架橋同様に国民の税金、近隣住民・自治体の負担となってくることは火を見るより明らかです。関係府県とも協議し計画中止を求めるべきと考えますが、いかがですか。

さらに、大幅な縮小見直しが行われた丹後リゾート公園、計画検討が始まった木津川右岸運動公園も、この際一旦凍結すべきであります。学研都市計画も、先に公団が木津東地区、北地区からの撤退を決めました。京都市として計画そのものの見直しを行うべきであります。畑川ダム計画につきましても中止を求めてまいりましたが、人口増と水需要予測は大きく狂っており、既に開発された水源の活用で十分です。列島改造ブームに乗って開発された大量の宅地が放置されているのは事実ですが、交通事情やこの間の社会的経済的变化のなかでの当然の結果であり、知事が言われるように水がないからではありません。畑川ダムができたなら、どんどん家がはりつくなどということは、まずあり得ないでしょう。その上、ダム左岸一帯は戦後早くから大規模な畜産経営がおこなわれてきた地域であり、安全な水質確保上、大きな問題をかかえたところでもあります。改めて中止をつよくとめます。いかがですか。

長野県の「脱ダム」宣言をはじめ、ムダな公共事業の見直しは今や時の流れ、公共事業優先政策のなかで破綻した地方財政を立て直すためにも、避けて通れない課題です。この問題にどう立ち向かうのか知事の姿勢が問われています。南丹ダムの中止に続いて、本府にかかわるこれらの公共事業の見直しを積極的に進められるよう強く求めるものであります。知事の明確な答弁を求めます。

ここで、用測協問題について伺っておきます。先の地裁判決は、本府の公共事業に係わる用地行政に対するきびしい決定となりました。全国に例を見ない、行政ぐるみ談合と指弾されてきたものであり、当然の決定です。知事は控訴されましたが、到底府民の理解は得られません。ただちに取り下げるべきだと考えますが、いかがですか。

【知事】 京都高速道路は、第2京阪道路や京都第2外環道路とネットワークを構成し、京都市及び京都府南部地域の交通を円滑に処理し、慢性的な渋滞が続く国道一号などの交通渋滞を緩和することによる、自動車排気ガスの抑制など沿道環境の改善や、地域経済をはじめ都市活動の活性化に資するものであります。

厳しい財政状況のもと、京都市とも連携しながら、国や阪神高速道路公団に対しては、これまで以上にコストの縮減や、引き続き地域住民との協議の継続、適切な環境対策を実施するよう求めてまいりたい。

関西国際空港第2期事業については、先日私も視察したが、すでに、滑走路がその全容を現しているところまで進んでいるところ。

東京への人・物の一極集中が進む中、関西経済の活性化にとって、関西の海外への玄関口となる関西拠点空港の整備は欠くことのできない事業で、京都府に取りましても、これから特に力を入れていかなければならない国際観光の振興はもとより、国際会議の誘致などを推進していく上で、大変重要な事業と考えますので、引き続き、関係地方公共団体、及び、関西経済界との連携の下に、その推進に努めてまいりたいと考えております。

また、その他の事業につきましても、例えば丹後リゾート公園については、環境重視の観点から、見直しを行いましたし、木津川右岸運動公園につきましても、本年5月に有識者等による委員会を設置し、最近の経済情勢やスポーツ事情などを踏まえ、地域の状況を踏まえ、適切かつ着実にすすめているところでもあります。

畑川ダムにつきましても、松尾議員も今年の予算委員会で御質問されましたように、地元からも強い要望を受けておりまして、そういった中で、全体的な水不足の解消をはかってまいりするために計画をしているものでございます。

用地測量業務委託制度に係わる住民訴訟についてですが、制度が発足した平成6年当時は公共事業が数年間で倍増するなど、用地取得業務が急増する中、土地の値上がりも考慮し、全国的に土地家屋調査士などの公共嘱託2協会に業務の委託が行なわれていました。

京都府においては、特に遅れていたインフラ整備をはかるため、このような全国的な状況を踏まえ、更に、用地測量関係団体を加えた委託方式を採用することにより、実質的にそれ以前よりもコストを削減することができ、また、用地関係職員の抑制も図られたところでもあります。

第一審の判決はこのような時代的な背景や、実際問題として損害が生じていないという事実、更には、法令解釈など、当時の実情が正しく理解されていないため、この制度の合理性や適法性などの判断を得るため、控訴を行ったところでもあります。

圧倒的多数の農家切り捨て、 農地の荒廃、地域の崩壊引き起こす「米政策改革大綱」 家族農業の系統的な育成など、府として積極的な支援を

【松尾】次に、農業問題について伺います。

主要食料法が改正され、いよいよ「米政策改革大綱」が実施に移されます。「大綱」は、構造改革の一環として、法人を含む一部の大規模農家が日本のコメ生産全体の60%を担うという状況をつくる、これが米作りの「あるべき姿」であるとして、圧倒的多数の農家を切り捨てようというものであります。生産調整、過剰米処理は農家の責任で行い、価格、流通も市場原理にゆだねられ、政府は米政策から基本的に手を引くことになります。現行の転作奨励金は「産地作り交付金」に変わり、地域への一括交付となり、農家個々の支援

策としては「担い手経営安定対策」が設けられますが、4ヘクタール以上の大規模農家に限定されます。農業団体の猛反発を受け集落営農も対象に加えましたが、20ヘクタール以上、法人化、経理の一体化などの条件つきです。過剰米は主食用と区別して出荷し、60キロ3千円の短期融資が行われますが、販売の保障はなく、事実上3千円で売り渡しとなりかねません。米価下落に拍車かけられることはされられません。

京都で「大綱」の支援対象となる大規模農家は約300戸、面積は1200ヘクタール、米作付けの1割です。集落営農も20ヘクタール以上が要件となれば全集落の3分の1、しかも中心になる中核農家がいること、法人化、経営一体化という条件を満たす集落がどれだけあるのか、全く厳しい状況です。このような中で、京都の農業は一体どうなるのか。米づくりが放棄され、農地の荒廃、地域の衰退を招き、集落の崩壊さえ引き起こすのではないかと、大変心配です。

そこで伺います。京都府としてどう対処されるのか、基本的な方針をお聞かせください。また、この具体化にあたり、市町村、JA、農業委員会など関係団体でつくる「地域水田農業推進協議会」が主体となって「地域水田農業ビジョン」を今年度中に作成することになっていますが、その進捗状況はどうなっていますか、お答えください。

府の対策として家族農業の育成を系統的に進めることを基本とすべきですが、とりあえず、支援対象農家の拡大、集落営農の要件緩和など、当面の積極的な対策を講ずる必要があると考えます。いかがですか、お答え下さい。

【知事】 国の米政策改革大綱についてだが、農家の懸命な生産調整にかかわらず、米消費量の減少により、依然として需給ギャップは解消されず、生産現場での限界感、閉塞感が広がる中、現実を踏まえた需給調整のあり方が示されたものであります。

京都府としては、水田農業の維持が地域の環境や集落を守ることに繋がると考えており、経営規模が小さく、高齢化、後継者不足という京都府の農業実態を踏まえ、経営面積に作業受託面積を加えるなど「担い手経営安定対策」の要件緩和を国に強く提案しているところであります。今後の府における政策展開のあり方につきましても、すでに、政策研究会を立ち上げ、数回にわたる様々な角度から、検討を重ねてきているところであります。

今後の施策推進にあたって重要な「地域水田農業ビジョン」につきましては、府内の7割を超える市町村で検討が進められており、今年度中にすべての市町村で作成されるよう支援してまいりたいと考えております。

拙速な保健所・地方振興局などの統廃合をやめ 府民、関係者の声を良く聞き、慎重に行え

【松尾】 次に、振興局等の統廃合問題です。府は去る5月29日、「地方振興局などの再編たたき台」を発表しました。この「たたき台」について6月の1ヵ月間でパブリックコメント（意見集約）を行い、今月には「実施案」を策定、来年春をめどに実施するというスケジュールです。府の地方機関を府民の身近で頼りがいのあるものにするため、二重行政にならないよう、権限委譲などを含めて充実をはかることは当然です。

ところが、今回進められている振興局などの再編には大きな問題があります。

それは第1に、この重大な問題が、適切な情報提供のないまま進められようとしている

ことです。パブリックコメントに際し提供されている判断材料は、3ページの「たたき台」と参考資料としての「京都府新しい行政改革推進第3次提言」だけであり、京都府が何をめざしているのか、地方機関が果たしている役割や府民生活への影響など、その全容がまったく分からないものです。また、「現地・現場主義」として、権限委譲をうたっていますが、その中身も明確になっていません。

第2の問題は、「たたき台」の内容です。先に指摘しましたが、SARS問題は、保健所の役割を改めて再認識させました。昼夜をわかつた奮闘した保健所の姿を見て、その存在と役割を実感された府民の方は数多くおられます。また、産業廃棄物不法投棄の対応は、初動段階からの機敏な対応が決定的ですが、統合によってこの機能が弱まるのではないかと懸念されます。府民の健康と安全をおびやかす保健所の統廃合は、行うべきではありません。土木事務所も統合されれば、災害対策などに敏速・適切に対処できないのではないかと不安の声があがっています。商工行政についても、融資対策、商店街対策など地域経済に直結する問題がおろそかになるのではと心配されます。

そこで知事にお聞きします。府は、9月にも条例を提案し、来年春には実施したいとしていますが、府民への情報提供が不十分であり、公聴会などもぜひ行う必要があります。拙速な再編統廃合は避け、実施を延期し、住民の声、関係者の意見をよく聞いて慎重に行うべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】 市町村の合併や、権限委譲により地方機関の役割が変化する一方、交通通信網の発達、更には、住民ニーズの高度化、複雑化に対しまして、既に、今の振興局では対応できないのではという批判が高まっています。

今後、更に住民に最も近い市町村が、合併や権限委譲で力をつけ、大きな役割を果たすことが期待される中、京都府の第一線の基幹的地方機関である地方振興局は、今まで以上に広域的な姿勢に立って、現地解決能力を高めなければならないと考えております。

このため、京都府としましては、市町村と連携しながら地域の課題に対して迅速、的確に対応できる体制を早急に整える必要があると考え、地方機関の今後のあるべき姿について、学識経験者や市町村、各種団体の代表者などで構成される「京都府新しい行政推進懇話会」に諮問したところでありますが、懇話会では、広く府民の皆様のご意見をお聞きした上で、平成13年12月に第3次提言として答申されたところであり、京都府としましては、この提言を踏まえ、更にこの間、京都市の意見をお聞きするなど、慎重な検討を重ねた結果、去る5月末に「たたき台」としての再編案を作成、公表させていただいたもの。

京都府としては、基幹的地方機関の再編でありますことから、府民生活や市町村行政への影響を考慮して、まず、今回「たたき台」を公表し、パブリックコメントの実施や府会議員のみなさん、市町村などの意見をお聞きし、検討を行った上で、再編実施案を策定していこうという、二段構え、「懇話会」も入れますと、三段構えで考えているところ。

今後、いただいている様々な意見を踏まえながら、現地現場主義のもとに、地域に根ざし、府民の視点に立った行政を展開していける体制をめざし、ひきつづき検討を進め、一つの目途としている来年春の実施に向け取り組んでまいりたいと考えています。

市町村合併の押しつけをやめ、「住民投票」を支持せよ 地方自治体の存在脅かす「三位一体」改革に知事は反対を

【松尾】次に、合併問題についてです。

丹後6町の合併がいよいよ大詰めです。7月中の6町長による合併協定調印、8月中の6町臨時議会での承認が強行されようとしています。新しい市の名称は「京丹後市」、来年3月1日スタートとされているのですが、昨年1月の法定協議会発足から一年半、この出口に向けて急ピッチで作業が進められてきました。しかし、合併の是非を含めて協議するとされた協議会で、その論議はついに一度も行われませんでした。住民に何の判断材料も示されないまま、誘導的に行われたアンケートが、合併推進の根拠とされたのです。「合併は住民自らが決めること」と言いながら、事実上、住民の意思を問うこともなく、上からの押し付け合併を推進してきた京都府の責任は重大であります。

いま、国が全国的に強行している市町村合併は、「地方分権を支える行財政基盤の強化」をうたいながら、結局のところ、地方交付税の削減など国の地方への支出を削減するところにその最大の狙いがあります。それは、先に決定された「三位一体」改革の方針をみても明らかです。合併すれば財政がよくなるとまことしやかに説明してきたシミュレーションは、まさに「絵に描いたもち」であり、合併特例債自体、また、その償還にあたっての交付税措置に何の保証もないことは、関係者共通の不安となっているところであります。

今、丹後では多くの人たちが、「このまま合併してよいのだろうか」、「町の将来はどのようなのだろうか」と不安を訴え、合併が決まったかのような雰囲気作りが先行してきたことに怒りをあらわにしています。このような中で、「合併の是非は住民投票で決めよう」との声が日ごとに高まってきています。網野町では、町の将来を決める大問題を住民みんなで決めるのは当然だと、幅広い人たちが参加する住民投票直接請求運動が始まり、久美浜町では有権者の36%もの人たちが要望書を提出し、さらに運動をひろげています。大宮町でもこの声が大きく高まっています。

そこで知事に伺います。知事は行財政基盤の強化のために合併は必要と言ってこられました。いま指摘した状況の中で、果たしてそれが可能とお考えでしょうか。また、「合併は住民自らが決めること」と言われるのなら、この当たりまえの住民投票を積極的に支持し、推進すべきではありませんか。お答えください。

この際、「三位一体」改革についても伺っておきます。政府は、先の経済財政諮問会議で、国庫補助負担金を3年間で4兆円削減し、削減額の8割を目安に地方への税源移譲をおこなうという「三位一体」改革の方針を決定しました。「三位一体」改革とは、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、地方への税源移譲をセットで行おうとするものですが、実際は、国の財政危機を自治体と国民に転嫁しようとするものです。

国庫補助・負担金は、老人医療や福祉、医療などの社会保障関係、義務教育費などが約8割を占めており、削減はこの分野での国の責任を放棄するものです。今回、義務的経費の税源移譲は全額保障するとしていますが、徹底的な効率化が前提であり、大幅な切り捨ては必至です。

さらに地方交付税の削減は、財政力の異なる自治体間の格差を調整する機能やどの自治

体にも標準的な行政を保障する機能を見捨てたものであり、最低限の行政サービスさえ切り捨てようとするものです。

このように、地方自治体の存在さえ脅かすような「三位一体」改革は、絶対に許されません。全国の地方自治体関係者から抗議の声が上がっているのは当然であり、近畿2府7県議長会も「地方分権改革に逆行」するものときびしく指摘しているところでもあります。

知事がこのようなやり方にきっぱり反対し、真の地方自治確立に努力されることこそ、「国に物を言い」「今に立ち向かう」、真の姿ではないでしょうか。知事の明確な答弁を求めます。

【知事】 私は、住民にもっとも近い市町村こそ、分権型社会の中心となるべき存在であり、今後とも一層の権限委譲が進む中、その行財政能力の向上が今ほど求められている時期はないと考えております。特に、少子高齢化が地域において進行する中で、福祉や環境問題など住民ニーズが高度化・複雑化していく中で、人材や行財政能力に限界がある小規模市町村の皆様は、その行く末を本当に真剣に悩まれているのです。まさに、これからの地域を思い、住民自治のあり方を考え、依存体質から脱却し地域の充実をめざす中、合併が有効な方策の一つとして行動されている訳でございます。

私は、その様な結果はどうあれ、市町村の皆様への未来に向かっての行動、議論を支持していくのは当たり前であると考えております。

また、合併に関する住民投票であります。合併が住民の意思を踏まえて行なわれるべき事は、申し上げることもないことではあります。我が国の地方自治制度は代表民主制を根幹としていることから、現行の制度では、合併の是非については、住民の代表である議会が最終的な判断を行う仕組みとなっております。

丹後6町におきましては、住民の代表である議会の議決により法定協議会が設置され、住民の意識調査の実施や住民説明会の開催などを通して住民の意向を踏まえながら、真摯な協議を重ねられたところであり、こうした市町村の自治に基づく取り組みを知事としては当然尊重すべきと考えております。

「三位一体」の改革だが、昨日、西田、北岡議員の質問でも答えましたが、骨太の方針第3弾は、地方分権の推進と国の財政対策という二つの観点の双方に顔を立てたため、玉虫色になり、実質的な議論は先送りになったものと考えております。

国庫補助金、負担金の廃止削減に至っては、義務的事業については効率化をはかった上で、その全額を税源移譲することとされておりますが、いったい、いかなる効率化をはかるのか、その中身は不明のままであり、大変懸念されているところでもあります。

特に名前が上がっております義務教育や社会保障費などは、私はナショナルミニマム等をどこに置くかという議論なしには、本来語られるべきものではないと考えております。

また、地方交付税につきましても、例えばBSE対策の死亡牛全頭検査のように、本来国の責任で行なわれるべきものを、法律でもって義務づけられたものであり、財源の保障をどのようにするのか、そもそも、財源移譲との関係をどうするのか、筋の通った議論を行わなければ、責任と負担を明確にすることはできず、責任ある行政は行われぬまま、我が国はいつまでたっても中央集権のよどみから抜け出せないでしょう。

今後、年末の予算編成に向けて、具体的議論が進められるものと考えておりますが、京

都府といたしても、今申し上げましたような視点について、先に行いました、府政要望におきましても国に対し強く主張したところではありますが、今後とも、全国知事会をはじめ、地方が共同して強く国に働きかけていきたいと考えております。

「中教審」答申

教育基本法改悪は、戦争国家戦略にそった憲法改悪へのステップ

【松尾】次に、教育基本法についてお伺いします。

文部科学省は、3月20日の中央教育審議会の最終答申をうけて、教育基本法の改悪に、戦後初めて本格的に手を着けようとしています。

これまで政府は、戦後の一時期を除き、一貫して教育基本法をないがしろにしてきました。その結果、いじめや不登校の増大、「学級崩壊」、学力低下など、さまざまな教育の困難が引き起こされてきたのです。国連「子どもの権利委員会」からも、「高度に競争的な教育制度のストレスにさらされ、…発達障害にさらされている」と厳しく指摘されているのです。このような全くひどい競争的教育制度を、憲法と教育基本法に基づいて、抜本的に転換することこそ、いま、国民の求める真の教育改革の方向ではないでしょうか。

ところが、最終答申は、「心豊かでたくましい日本人の育成」をきっかけ、教育基本法見直しを求めるとしています。これは、第1に、「国を愛する心」を教育理念に加え、愛国心教育をはかる、第2に、「個性に応じて能力を最大限のばす」という名目で、教育全体を能力別教育へと転換させる、第3に、「教育振興基本計画」を政府が決定し、国による地方や学校現場などへの統制をさらに強化するものです。国民の教育への願いにこたえるどころか、教育にいつそうの競争と管理をもたらし、日本社会の未来に大きな禍根を残すことになりかねません。

さらに重大なことは、今回の教育基本法改悪が、いますすめられている有事法制と一体のものであり、憲法改悪へと大きく踏み出すことに最大の動機があることです。「大日本帝国憲法と教育勅語、昭和憲法と教育基本法は、それぞれ一体だった」「いずれ憲法改正の問題も出てくるだろう」という中曽根康弘氏の発言は、今回の教育基本法改悪が、戦争国家戦略にそった憲法改悪へのステップであることをあからさまに語るものです。

京都府下でも、すでに八幡市や京田辺市などの小学校で、通知表に「国を愛する心情」「日本人としての自覚」の評価項目が加えられていることが、朝日新聞の調査で明らかになりました。現地では、在日外国人の方からも疑問と抗議が寄せられていると聞きます。校長などが「愛国心」を評価する通知票案を作成し問題になっている福岡市では、人権救済申し立てを受けた県弁護士会が、教育委員会に削除を求める勧告を行っているように、これは思想・良心の自由の侵害に他なりません。

教育基本法の改悪を許すなら、こうしたことが今後いつそうまかり通ることは目に見えています。だからこそ、全国で実施されてきた、教育基本法の是非を問う教職員投票で、圧倒的な教職員が、「改正」反対と回答しているのです。

そこで知事にお伺いします。知事は、教育基本法に関する今回の最終答申について、どうお考えですか、ご見解を伺います。

【知事】 我が国の未来を切り開くための新しい教育のありかたについて、様々な角度か

ら総合的に検討を重ねられ、これまでの普遍的な教育理念を継承しつつ、21世紀を担う、心豊かでたくましい日本人の育成をめざした教育の基本的な方向を示すものとして、まとめられたところであります。

私は、昨日、西田議員にもお答えしましたとおり、子どもたちができるかぎり自立をめざしていく中で、自分が親や家庭に生まれ、社会の中で生きていることを自覚することにより他の人々を理解し、お互いの個性を尊重しながら、共に支えあい生きていく共生関係を築ける人間を育成していくことが大変重要であると考えております。

今回の答申も、自己実現をめざす自立した人間の育成や異なる文化や歴史に立脚する人々の共生の重要性についても、重要な視点として述べられているところであり、京都府といたしましても、先人の智恵を謙虚に学び、子どもたちが自分たちの地域の良さとして自分たちが生活している社会を分かち合えるような京都の良さを生かした教育を推進できるよう努めてまいりたいと考えております。

今後、国においては教育改革が進められるにあたって、私は、地域に即した教育が可能となるよう教育の地方分権を求め、子どもたちの教育を担う地方公共団体の意見を十分に聞きながら、しっかりとした議論を深めていただくよう提案をしてみたいと考えております。

憲法違反の占領軍への軍事支援＝イラク特措法に反対を 「海外派兵国家づくり」の道＝有事法制を今でも必要と言うのか

【松尾】最後に、イラク特措法および有事法制についてです。政府与党は、いま、「イラク特措法案」の強行をはかり、4日にも衆議院を通過させようとしています。

小泉総理はイラクの復興支援のために「イラク国内の安全確保を支援する活動」を行う、活動の区域は非戦闘区域に限ると言いますが、いま、イラクでは、米英の軍事占領に対する国民の怒りが高まり、前政権残存勢力や占領に反対する武装勢力の抵抗が続いています。これにたいし、米英軍が大規模な掃討作戦を行っているのです。ここに自衛隊が出ていき、武装した兵員、武器弾薬の輸送を含め掃討作戦への支援活動を行うことは、どう言い逃れしようとも、占領米英軍に対する軍事支援そのものであり、憲法9条違反は明白であります。

そこで、伺います。イラク復興支援に軍隊は必要ありません。安保理決議1483も、国連が人道援助やイラク復興に大きな役割を果たすべきとしているのです。国連中心の民生支援こそ、いま必要なのです。アメリカの言うがままに自衛隊を派兵することは真の復興に逆行するきわめて有害なものです。国に対しキッパリと反対の立場を表明すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

有事法制についてですが、知事は、これまでから「有事法制は、法治国家として当然のこと」と答弁してこられました。が、有事法制の本質を見ない全く皮相な議論と言わねばなりません。

有事法制の背景に、アメリカの強い要求があることは、96年の日米安保共同宣言以来の、新ガイドラインから、周辺事態法、テロ対策法に至る経過を見ても明らかです。有事三法

が「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」（「地上部隊を派遣せよ」）とのアメリカの強い意向を受けて強行されたことは、みなさんご承知のとおりであります。小泉総理は、「備えあれば憂いなし」などと言いましたが、わが国に対する組織的・計画的な武力攻撃などがあり得ないことは、政府自ら国会答弁で認めているのです。小泉総理のいう備えは、国民を守る備えではなく、「米軍が海外で行う戦争に自衛隊が協力するための備え」に他なりません。

いま、21世紀の世界は、アメリカの横暴になすがままにされる無力な世界ではけっしてありません。イラク戦争に至る経過の中で、アメリカは、国連の戦争容認決議を得ようと、各国政府に激しい圧力をかけましたが、国際社会は最後までその圧力に屈しませんでした。非同盟運動をはじめ、国連憲章にもとづく平和秩序を求める流れが、今日ほど大きく形成されているときはありません。21世紀の世界の平和と安全を守る展望は大きく開かれているのです。

そこで伺います。小泉内閣が進めている、「海外派兵国家づくり」の道は、世界平和のこの流れに逆行するものであり、有事法制にはキッパリ反対すべきと考えますが、知事は、今もなお、「有事法整備は当然」とお考えでしょうか。お答えください。

最後に、国民保護法制に関して伺います。保護法制は骨子の段階ですが、それが「国民保護法」の名のもとに、武力攻撃事態法で義務づけられた戦争協力の細目を定め、国民の自由や権利を奪い、罰則つきで米軍支援を強制するものであることは明らかであります。

知事は昨日の答弁でも、「有事法制の中心は国民保護法制」と述べられましたが、「国民保護」の名で国民と地方自治体、指定公共機関などを米軍支援に動員することについて、明確に反対の意思を表明すべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】 イラク復興支援特別措置法であります。去る5月22日の国連決議1483を踏まえ、イラクの再建に寄与する事につきましては、平和と安全の確保に貢献する国際社会の一員として、我が国もその一翼を担うものでありましょう。しかも、イラクをはじめとする中東地域は、我が国はもとより世界の産業や経済に大きな影響を持つ地域であり、そして、何よりもイラクの復興により、子ども達をはじめとする人々の生活や地域の将来を明るくすることが世界の平和と安定に寄することになります。そのためにも、イラクの人々による政権の樹立、国家の再建が早期に行えるよう、国際協調のもと、我が国も含めた国際社会による様々な支援が行われることを、私は願っております。

有事法制についてですが、共産党も綱領を変更されたようでございますけれど、既に存在する自衛隊の運用について法を整備することは、民主主義、法治国家として超法規的な事態を生じさせないためにも、私はこれは当然のことと認識しております。また、自衛隊についての法制の内容も、実際のところ技術的なものになっているのも事実であります。

国民保護法制は、武力攻撃、災害に対しまして、避難、救援、被害の最小化など、国・地方公共団体等が実施する対処措置を定めることとされているもので、国民の生命、身体、財産を守ることを、現在、国において検討されているところであります。

私は、国民保護法制により、地方公共団体としての京都府が府民を守る上で、十分な力を発揮できるよう、国に対し早期の整備を求めてまいりたいと考えております。

再質問

ほとんどの子どもが対象にならない通院費無料化 「償還払い」の手続き簡素化へ、府としての具体化を

【松尾】ただいま御答弁をいただきましたが、質問が多岐にわたっておりますので、また、それぞれの所管委員会などで引き続き質問させていただきますが、数点、御質問をさせていただきます。

まず、子どもの医療費の無料化問題ですが、所得制限なし、これはまあ大いに結構であり、我々も大いに評価をしているところであります。この件については、2月の定例会、総括質疑などでも申し上げました。知事は精いっぱい努力しているとおっしゃいますけれども、関係者の皆さんの70医療機関の小児科医に対する調査結果で、これはかなり確度の高いものだと思うのですけれども、9000人からの調査の中で67人しか該当者がいなかった。これは、つい1月の調査結果であります。ですから私ども、実際にはほとんどの子どもが対象にならないのではないかと、この改善は急ぐべきだと。他会派の皆さん方も改善が必要だということは当然認めておられるわけで、これは9月に実施して、状況を見てということではなくて、大急ぎで必要な調査もやり、改善を図るべきだと申し上げているわけです。知事、9月以降というのではなくて、調査をやる必要があるのではないかと、これは、ひとつお答えいただけませんか。

それから高齢者の医療費「償還払い」の件でございますけれども、これは保険局総務課長名の通知によって、代理者が委任払いを受けるということは認めており、また、振替口座などを知らせてそこに振り込んでもらうということも結構だとされているわけです。そういう中で、札幌のやり方があり、あるいはまた、夕張市でありますとか、その他で取り組みがされているということでありまして、京都府もできるだけ、高齢者の立場に立ってとおっしゃいますけれども、府としてぜひ具体化に取り組んでいただきたい。

府立医大をSARS第1種指定病院にということをお伺いしているわけですが、京都府に第1種指定医療機関がないということは、府民の側からすれば、他所にあるのになぜ京都にないのかとなります。今回、5ベッドを整備して、強化をするということについては、我々、もちろん大いに評価もいたしますけれども、大阪の泉佐野病院に委託をしているというようなことではなくて、京都府として知事が指定なさればそれで済むことです。それほど医大病院の場合はかからないと思うんです。ですから、ぜひ、これは検討をしていただきたい。お答えをいただきたいと思います。

公共事業の見直しについては、それこそ知事は全くまともに立ち向かおうとされない。そんな感じの答弁でございましたが、やはり、府の財政再建にとってはこれは大問題であり、申し上げた具体的な事例が、今緊急に検討が必要だということは、これは知事もお分かりじゃないかと思うのです。ぜひ、そういう方向でひとつ進めていただきたいということを、これは要望にとどめておきますが、申し上げて終わります。

【知事】乳幼児の医療費問題ですが、私は何と申しましても、まず、安心して子ども達が健やかに育つ環境を作りたいという思いから、特に負担の大きい入院医療につきまして、

無料化をはかったところでありまして、さらに通院医療につきましても、その額を明らかにすることで、どれほど目安がきっちりつくかと行くことを親御さんにわかっていただいて、安心して医療が受けられるよう8000円という限度額を設けたものでございまして、この制度は、全国的に見ても大変高い水準の程度になっているのはご存知のとおりだと思っております。私は、この制度が9月から実施されますので、まず、この着実な実施を進めていきたいというように考えております。

「償還払い」につきましては、色々な面でご意見がございましたけれど、まさに高齢者問題というこれからの一番大きな問題の中で、高齢者の方々にもやはり一定の負担をいただく中で、きっちりと一支出合う体制を作っていくことは必要だと考えておりますので、そういう中で、ご理解をしていただきたいと思っております。

1種の病院につきましては、医大の換気の問題等、かなり構造上の問題もありますし、一般病棟との関係の中でも排気の問題もありますので、松尾議員がおっしゃいました様な簡単な問題ではないというのが現状であります。その上で、現在全国でも本当に数少ないというのが実情でありまして、そういった面から、我々も国に対しまして、1種指定病院の更なる整備の要望もしているところでございます。